

令和6年度版 住宅の耐震補助制度のご案内

昭和56年以前に建築された 木造住宅に、お住まいの方は 耐震診断をしてください！

- ①市職員による無料の簡易耐震診断
- ②一級建築士による無料耐震診断・改修相談
- ③耐震診断・改修の補助制度(戸建て住宅・分譲マンション)



愛着のあるご自宅だけでなく、地域の被害拡大防止のため、
また、ご自身の安全の為に住宅の耐震化をお願いします。

【お問い合わせ】 富士見市建設部建築指導課 建築指導・住宅グループ
☎354-8511 富士見市大字鶴馬1800番地の1
☎049-252-7127（直通）

①市職員による木造住宅簡易耐震診断

木造住宅の簡易耐震診断

富士見市役所建築指導課では市職員による、建物の平面図等を使い、簡単な診断を無料で行っています。
(木造2階までの建物に限ります。)

無料

簡易耐震診断結果は建築士に依頼して補助制度を活用した耐震診断を行う前の目安としてご利用することができます。

図面等がない場合は市職員が現地を確認して簡易な図面を作成します。
また、補助対象の建築物であるか不明な場合は市職員がお調べします。



お気軽に
ご相談ください

②一級建築士による耐震診断・改修等の相談

耐震診断・改修等の相談

- ・日 時：毎月第3月曜日 午後1時～4時まで
- ・場 所：市役所2階 第3相談室
- ・対象建築物：木造2階建以下
(在来工法、2×4工法)
- ・対象者：対象建築物の所有者又は居住者
- ・申込方法：事前に予約が必要です。

無料

相談会は
一組ずつ個別に
行います。

令和6年度予定

4月15日	10月21日
5月20日	11月18日
6月17日	12月16日
7月（※）	1月20日
8月19日	2月17日
9月（※）	3月17日

新型コロナウイルスの影響により、
変更する場合があります。

※祝日のため、相談会はありません。

お申し込みは、最後のページの申込用紙に記入し、建物の図面等を市役所建築指導課にお持ちいただくか、お電話にてお申込みください。

③耐震診断・改修の補助制度について

概 要

昭和56年（1981年）5月31日以前に着工し、建築された建築物は、建築基準法改正による新耐震設計基準前の旧耐震設計基準で建築されたものが多く、十分な耐震性が確保されていません。

また、平成28年（2016年）の熊本地震では、旧耐震設計基準の建物に被害が集中していたことが明らかになりました。富士見市では、旧耐震設計基準の住宅の耐震診断及び耐震改修を行う場合、一定の補助金を交付します。

耐震改修をするまでの流れ

建築士による耐震診断を行ってください。※市職員が行う簡易耐震診断ではありません。

耐震診断

耐震診断とは、建築士が既存の建築物の調査をして、地震に対する安全性を評価することです。

診断の結果、耐震改修が必要と判断された場合

耐震改修

耐震改修とは、建築士が診断結果に基づき建築物の具体的な補強方法を考え、建設業者が工事を行うことです。

補 助 対 象 建 築 物

両方に該当する建築物であること。

昭和56年5月31日以前に着工された住宅（戸建て住宅、兼用住宅、分譲マンション）であること。
(昭和56年6月1日以後に増築されたものを除く)

市内にあり、**建築確認を取得した建築物**であること。
耐震改修の場合、**耐震診断の結果から耐震改修工事が必要と判断されている建築物**であること。

補 助 対 象 者

どちらかに該当する方で市税等の滞納がない方 ※1 所有者の一親等以内の親族を含む

戸建て住宅の所有者^{※1}

市内に住所を有し、当該住宅に居住している方に限る

分譲マンションの管理組合

全戸数の半数以上に区分所有者^{※1}が居住し、管理組合で耐震診断・耐震改修の実施の決議がなされているものに限る

耐震診断、補強設計、工事監理、耐震改修工事を行う者

- ・耐震診断は建築士事務所登録を行っている建築士事務所に所属している建築士に依頼してください。
- ・耐震改修は建設業登録を行っている建設業者に依頼してください。
- ・登録を行っている業者であれば、市内・市外を問わず対象となります。
- ・耐震改修工事の補強設計や工事監理は耐震診断者が行ってください。

補 助 金 額

建物用途条件	耐震診断	耐震改修
戸建て住宅 (兼用住宅を含む)	費用の2／3以内 (上限7万円) 	費用の4／5以内 (上限100万円) 
分譲マンション	費用の2／3以内で 戸数×3万円※ (上限150万円)	費用の1／3以内で 戸数×50万円※ (上限2,500万円) <small>階数、面積、構造によっては23%の場合もあります</small>

※区分所有者に市税等を滞納する者がいる場合、その数を戸数から減じます。

申 請 期 限

耐震診断及び耐震改修は令和6年12月27日までに申請していただくようお願いします。より多くの方に補助を行うため、国から市への補助金を最大限活用するためのお願いです。

注 意 事 項

- ・補助金の交付を受けるためには事前に交付申請を行う必要があります。**交付決定通知書の交付を受けてから、建築士事務所・建設業者と契約してください。**（通知を受ける前に契約を結ばないでください。）
- ・耐震診断・耐震改修設計は、（財）日本建築防災協会による耐震診断基準等によって行ってください。**木造建築以外**の耐震診断、耐震改修設計については**第三者判定機関**（富士見市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第1条に規定する第三者判定機関）の判定を受けてください。
- ・耐震改修工事をおこなっても、上部構造評点が**1.0未満**（木造住宅等）又は構造耐震指標**0.6未満**の場合（分譲マンション等）の場合は、補助金が交付されません。
- ・耐震診断・耐震改修工事は令和7年1月31日までに実績報告書を提出してください。期日までに実績報告が提出されない場合、補助金が交付されないことがあります。

手続きの流れ【耐震診断】

相談

市職員による簡易耐震診断や建築士による無料相談会等のご利用、また補助制度に該当する建築物か調査します。

申請

市役所建築指導課に申請書等を提出します。
令和6年12月27日まで

申請書（様式第1号）
事業計画書（様式第2号）
収支予算書（様式第3号）
【申請添付書類】

- 付近見取図、配置図及び平面図
- 耐震診断費用の見積書の写し
- 建築士事務所の登録の写し
- 建築士免許証の写し
- 建築確認通知書の写し
- 建築物の所有者が確認できる書類
- 耐震診断の実施について決議がなされていることが確認できる書類（分譲マンション等の場合）

決定通知

書類審査の結果、補助対象に適合している場合には交付決定通知書が交付されます。

契約

交付決定通知書の交付を受けてから、建築士事務所と耐震診断の契約をしてください。

耐震診断

契約した建築士事務所で耐震診断を受けてください。

実績報告

市役所建築指導課に実績報告書等を提出してください。
令和7年1月31日まで

実績報告書（様式第9号）
事業報告書（様式第10号）
収支決算書（様式第11号）
【実績報告添付書類】

- 契約書の写し
- 領収書の写し
- 耐震診断者が作成した耐震診断報告書
- 耐震判定委員会等の判定を受けたことを証する書類の写し（木造建築以外の場合のみ）

確定通知

書類審査の結果、適正な耐震診断と判断されれば、確定通知書が交付されます。

請求

市役所建築指導課に請求書を提出します。

請求書（様式第13号）

交付

ご指定の金融機関に補助金が振込まれます。

申請書等の様式は市ホームページからダウンロードできます。



手続きの流れ【耐震改修工事】

耐震診断の結果、耐震改修が必要と判断された場合

申請

市役所建築指導課に申請書等を提出します。
令和6年12月27日まで

- 申請書（様式第1号）
事業計画書（様式第2号）
収支予算書（様式第3号）
【申請添付書類】
 - ・付近見取図、配置図及び平面図
 - ・耐震改修設計図書（耐震診断者が作成した図書で補強後の評価がわかるもの）
 - ・耐震改修工事費の見積書の写し（耐震改修とリフォームは分ける）
 - ・建築確認通知書の写し
 - ・建築物の所有者が確認できる書類
 - ・耐震改修の実施について決議がなされていることが確認できる書類（分譲マンション等の場合のみ）
 - ・建設業の許可証の写し

決定通知

書類審査の結果、補助対象に適合している場合には交付決定通知書が交付されます。

契約

交付決定通知書の交付を受けてから、建設業者等と契約をしてください。

工事着手

市役所建築指導課に工事着手届を提出します。

工事着手届（様式第9号）

※契約した建築士事務所の工事監理を受けて、耐震補強工事を施工してください。

中間検査

市役所建築指導課に報告書を提出します。

状況報告書（様式第10号）

【検査を受ける工程】①基礎、配筋時 ②壁、筋交いの設置又は合板貼りの施工時

実績報告

市役所建築指導課に実績報告書等を提出します。
令和7年1月31日まで

- 実績報告書（様式第11号）
事業計画書（様式第12号）
収支予算書（様式第13号）
【実績報告添付書類】
 - ・耐震改修工事情算内訳書
 - ・耐震改修工事費の領収書の写し（原本提示の必要有り）
 - ・工事完成図書
 - ・工事状況写真及び工事監理報告書
 - ・確認済証の写し（建築確認が必要な場合のみ）

確定通知

適正な耐震改修と判断されれば、確定通知書が交付されます。



請求

市役所建築指導課に請求書を提出します。

請求書（様式第15号）

交付

ご指定の金融機関に補助金が振込まれます。

無料簡易耐震診断、耐震診断・改修等相談会、申込書

年 月 日

(さしつかえなければ以下の住所氏名等記入して下さい)

申 込 者	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先 (電 話 番 号)		
	図面の有無	有	・

事前聞き取り調査 ※市職員記入欄

建設年度	大正・昭和・平成 年
地盤の種類	<input type="checkbox"/> 良い・普通（関東ローム層） <input type="checkbox"/> やや悪い（転圧・地盤改良） <input type="checkbox"/> 非常に悪い（川、池、沼、水田等の埋立地） <input type="checkbox"/> 不明
基 础	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造基礎 <input type="checkbox"/> 無筋コンクリート造基礎 <input type="checkbox"/> ひび割れのあるコンクリート造基礎 <input type="checkbox"/> その他の基礎（玉石、石積、ブロック積）
屋 根	<input type="checkbox"/> 重い屋根（かや葺き、瓦葺きなど） <input type="checkbox"/> 軽い屋根（鉄板葺き、スレート葺きなど）
老 朽 度	<input type="checkbox"/> 健全（建て付けの悪いところはない） <input type="checkbox"/> 老朽化している (建具に隙間がある、床を歩くときしきし音がする) <input type="checkbox"/> 腐ったり、白蟻に食われている
そ の 他	
聞き取り者	

申込書(本紙)と建物の図面等を市役所建築指導課にお持ちいただき、お電話にてお申込みください。

お問い合わせ

富士見市建設部建築指導課 建築指導・住宅グループ ☎ 049-252-7127 (直通)